

普通預金規定 改定内容

改定前	改定後 (改定箇所の下線を引いています)
<p>17. (手数料の取扱について)</p> <p>(1) (省略) 変更なし (新設)</p> <p>(2) 紙発行手数料</p> <p>①紙発行手数料は、別途定めるこの預金にかかる取引(この預金を利用することが前提となる取引を含みます。)により発行する帳票が対象となります。</p> <p>②紙発行手数料の対象となる帳票については、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表いたします。</p> <p>③紙発行手数料は、払戻請求書等によらず、当社所定の方法により、ご指定いただいた当社預金口座から引落しいたします。ただし、ご指定がない場合は、当社が定める当社預金口座から引落しいたします。</p> <p>④前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当社は通知することなく当社所定の方法によりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑤一旦引落しとなり、お支払いいただいた紙発行手数料については、ご返却いたしません。</p> <p>(3) その他手数料</p> <p>①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当社所定の方法により引落しいたします。</p> <p>②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当社は当社所定の方法により口座を解約することができるものとします。</p>	<p>17. (手数料の取扱について)</p> <p>(1) (省略) 変更なし</p> <p><u>(2) 通帳利用手数料</u></p> <p><u>①通帳利用手数料は、別途定める「預金口座の通帳発行形態に関する特約」において、有通帳型(以下「有通帳型」といいます。)を選択した場合の当該口座および無通帳型(以下「無通帳型」といいます。)から有通帳型に変更された場合の当該口座(以下、これらの口座を総称して「通帳利用手数料適用口座」といいます。)が対象となります。</u></p> <p><u>②通帳利用手数料適用口座について、当社は、別途定める「通帳利用手数料の取扱について」において通帳利用手数料の適用対象外と定められている場合を除いて、この預金口座から、払戻請求書等によらず、当社所定の通帳利用手数料を引き落とすことができるものとします。</u></p> <p><u>③通帳利用手数料適用口座のうち、預金残高不足等により通帳利用手数料の引落しが不能となった口座については、当社は、預金者に何らの通知することなく、また、預金者の同意を得ることなく、当該口座の通帳発行形態を無通帳型に変更できるものとします。</u></p> <p><u>④一旦引落しとなり、お支払いいただいた通帳利用手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p><u>(3) 紙発行手数料</u></p> <p>①紙発行手数料は、別途定めるこの預金にかかる取引(この預金を利用することが前提となる取引を含みます。)により発行する帳票が対象となります。</p> <p>②紙発行手数料の対象となる帳票については、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表いたします。</p> <p>③紙発行手数料は、払戻請求書等によらず、当社所定の方法により、ご指定いただいた当社預金口座から引落しいたします。ただし、ご指定がない場合は、当社が定める当社預金口座から引落しいたします。</p> <p>④前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当社は通知することなく当社所定の方法によりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>⑤一旦引落しとなり、お支払いいただいた紙発行手数料については、ご返却いたしません。</p> <p><u>(4) その他手数料</u></p> <p>①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当社所定の方法により引落しいたします。</p> <p>②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当社は当社所定の方法により口座を解約することができるものとします。</p>